

訪問看護ステーションまつかけ 運営規程

<事業の目的>

第1条 医療法人生生会が開設する訪問看護ステーションまつかけ(以下「事業所」という。)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

<運営の方針>

第2条 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

<事業所の名称等>

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションまつかけ
- ② 所在地 名古屋市中川区打出二丁目 347 番地

<従事者の職種、員数及び職務内容>

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1)管理者

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2)従業者

従業者(准看護師除く。)は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書の作成を行う。

ア 看護職員

保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上(常勤換算)

看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

<営業日及び営業時間>

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者である医療法人生生会の職員就業規程に準じて定めるものとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までの間を除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- ③ 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

<事業の内容>

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 褥瘡の予防と処置
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ⑤ 家族への療養生活や介護方法の指導

- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 医師の指示による医療処置
- ⑧ ターミナルケア
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ 認知症患者の看護
- ⑪ 精神科患者の看護

<利用料等>

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

また、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収する。

2 医療保険法の利用料として、基本利用料の他に、次の額を徴収する。

(1) 営業時間内で2時間を超える訪問看護料 : 30分当たり 1000円

(2) 営業時間以外で2時間を超える訪問看護料

ア 午後5時から午後10時まで及び午前7時から午前9時まで : 30分当たり1500円

イ 午後10時以降午前7時まで : 30分当たり 2000円

3 医療保険法での訪問看護に要した交通費は、公共交通機関利用の場合は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。

※ 介護保険法での訪問看護の場合の交通費は利用料に含まれるものとする。

ア 事業実施地域は無料

イ ステーションから片道5kmから10km未満 : 100円

以後片道5kmを超える毎に100円を加算する。

4 死後の処置料は、10,000円とする。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

<通常の事業の実施地域>

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市中川区、港区、中村区、愛知県海部郡蟹江町、大治町、愛知県あま市七宝町とする。

<緊急時等における対応方法>

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な指示を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は救急搬送等必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに管理者、及び、主治医に報告しなければならない。

<虐待の防止のための措置に関する事項>

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者は管理者とする。

<身体拘束等の適正化に関する事項>

第11条 事業所は身体拘束等の適正化推進のため、次の措置を講ずる。

(1) 利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

(2) 身体拘束をやむを得ず行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(4) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回定期的に実施する。

(5) 上記(1)から(4)までを適切に実施するための担当者は管理者とする。

<その他運営についての留意事項>

第 12 条 訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

職員研修等についての規程は就業規則「第 12 章 教育」に定めるものとする。

2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

附則

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年12月10日から施行する。

この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 2月16日から施行する。

この規程は、平成20年 8月18日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 5日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。

重要事項説明書（訪問看護ステーション まつかげ）

1 事業所の概要

(1) 指定状況及びサービス提供地域

事業所名 医療法人 生生会 訪問看護ステーション まつかげ
所在地 〒454-0926 名古屋市中川区打出二丁目347番地
電話番号 TEL:052-369-2010 FAX:052-369-2012
指定事業所番号 2361090059
サービス内容 訪問看護
サービス提供地域 中川区、港区、中村区、蟹江町、大治町、七宝町

(2) 事業の目的

医療法人生生会が開設する訪問看護ステーションまつかげの適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定めています。

事業所は、介護保険法等の関係法令に従い利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供します。

(3) 運営方法

- ① ステーションの看護師等は、疾病、及び、けが等により、家庭においても継続して療養を受ける必要のある方の全快、または、在宅療養生活の質の向上を目指し、在宅療養生活を支援します。
- ② 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 訪問看護ステーションの職員体制

保健師、看護師又は准看護師2.5名以上(常勤換算)

(5) 営業時間

営業日 月～金曜日 但し祝日、12月30日～1月3日は除く
営業時間 月～金曜日 9:00 ～ 17:00

(6) 秘密の保持

サービスをご利用の中で知り得たご利用者やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはいたしません。

なお、介護サービスが適切かつ円滑に提供されますよう、居宅介護支援事業所、または他のサービス事業所との情報交換を行う場合があります。 その場合には、事前に文書でご了解をいただきますので、ご理解とご協力の程お願いします。

(7) 苦情申立窓口

◆ ご利用者ご相談窓口 訪問看護ステーション まつかげ TEL 052-369-2010
当事業所 責任者 ^{マツケ} 麻績 恵 FAX 052-369-2012

* 当事業所以外の苦情、相談所

- ◆ 中川区役所 福祉課 介護保険担当 TEL 052-363-4417
- ◆ 中村区役所 福祉課 介護保険担当 TEL 052-433-2074
- ◆ 港区役所 福祉課 介護保険担当 TEL 052-654-9715
- ◆ 国民健康保険団体連合会 TEL 052-971-4165

(8) 利用料 介護保険適用分

区分	内容	単位数	
		要介護	要支援
* * * * 基本料金	20分未満	314 単位	303 単位
	30分未満	471 単位	451 単位
	30分以上1時間未満	823 単位	794 単位
	1時間以上1時間30分未満	1,128 単位	1,090 単位
* 理学・作業療法士 言語聴覚士	20分未満(1回あたり)	294 単位	284 単位
* 初回加算	新規に訪問看護計画を作成した場合	I 退院日等当日	350 単位
		II 退院等翌日以降	300 単位
	退院時共同指導加算	入院中・入所中の者が主治医等と連携した場合 600 単位 / 初回1回	
* 緊急時訪問看護加算(I)	緊急時訪問を必要に応じ行う	600 単位 / 月	
	サービス提供体制加算	7年以上の経験かつ研修等に参加した者が30%以上配置されている 6 単位	
	特別管理加算(I)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等 留置カテーテル等を使用 500 単位 / 月	
	特別管理加算(II)	在宅酸素療法指導管理等 真皮を越える褥瘡の状態等 250 単位 / 月	
* ターミナルケア加算	ターミナルケアを行った場合、最終月	2,500 単位	

* 令和6年(2024年)6月1日改正

◎ 名古屋市の訪問看護ステーションは地域区分3級地のため、1.105 を乗じた額となります。

(9) 緊急時の対応方法

利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医と連絡をとり適切な指示を行います。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を講じます。